

## 運転技能検査・高齢者講習・認知機能検査について

---

令和4年5月13日（金）から道路交通法の一部改正に伴い、高齢者講習制度が大きく変更されます。

主な改正点は、

- ・運転技能検査が新設（一定の違反歴のある75歳以上の普通自動車を運転できる免許をお持ちの方が対象）
- ・認知機能検査で時計描画が削除
- ・高齢者講習が2時間講習に統一（普通自動車を運転できる免許をお持ちの方で、運転技能検査の対象でない方）

運転技能検査対象者又は普通自動車を運転できる免許以外をお持ちの方は、1時間講習（実車指導なし）となっています。

## はじめに（70歳以上の皆さんへのお願い）

---

- ・70歳以上75歳未満の方は、免許更新前にあらかじめ高齢者講習を受講しなければ免許更新できません。
- ・75歳以上の方は、免許更新前にあらかじめ認知機能検査・高齢者講習を受講しなければ更新できません。（免許の有効期限が満了する日に75歳になる方を含む）

また、75歳以上で一定の違反歴のある方（更新年の誕生日から160日前の日から過去3年間）は、運転技能検査に合格しなければ免許更新できません。

・認知機能検査・運転技能検査・高齢者講習は、同じ日に受けることができます。（高齢者講習等を実施している教習所によって異なります。）

・認知機能検査、運転技能検査、高齢者講習は予約制です。通知書（はがき）が届いたら、すぐにはがきに記載してある自動車教習所等へ電話して検査や講習の予約をして下さい。

検査等は、運転免許証の有効期間満了日の前6か月から受講できます。

・認知機能検査・高齢者講習・運転技能検査を受ける順番は、問いませんが、各自動車教習所等で異なりますので、確認して下さい。

・最終的に免許を更新できなかった場合でも各手数料の払い戻しはありません。

## 免許更新までの流れについて

---

### 70歳から74歳までの方

---

- ① 高齢者講習通知書（紫）が届いたら、すぐに自動車教習所等へ高齢者講習の予約をする。
- ② 予約の日に高齢者講習を受講し、高齢者講習終了証明書を受け取る。
- ③ 運転免許更新連絡書（はがき）が届いたら、誕生日の前後1か月の間に交通安全教育センター又は警察署（鹿児島市内は除く）、幹部派出所で更新手続きを行う。

#### ※ 重要

- ・更新手続きには、運転免許証，更新連絡書，更新手数料のほか，

「高齢者講習終了証明書」が必要です。

高齢者講習終了証明書を忘れた場合は，更新手続きができませんので，ご注意ください。

### 75歳以上の方（運転技能検査対象の方を除く）

---

- ① 認知機能検査兼高齢者講習通知書（緑）が届いたら、すぐに自動車教習所等へ認知機能検査・高齢者講習の予約をする。
- ② 予約の日に認知機能検査，高齢者講習を受け，認知機能検査結果通知書，高齢者講習終了証明書を受け取る。
- ③ 運転免許更新連絡書（はがき）が届いたら，誕生日の前後1か月の間に交通安全教育センター又は警察署（鹿児島市内は除く），幹部派出所で更新手続きを行う。

#### ※ 重要

- ・法改正により，認知機能にかかる医師の診断等を受け，診断書等（有効期間満了日の6か月以内に作成されたものに限る）を提出された方は認知機能検査が免除されますので，交通安全教育センターへお問い合わせ下さい。（診断書等提出確認書を交付します。）

ただし，医師の診察の結果，「認知症」と判断された方は免許取消の対象となります。

・認知機能検査の結果、「認知症のおそれがあり」と判定された場合、免許更新はできますが、医師の診察を受け診断書を提出しなければなりません。(後日書類が送付されます。)

・高齢者講習を受講後、認知機能検査を受検し、「認知症のおそれあり」となった場合でも先に受けた講習手数料は返還されません。

・認知機能検査は、何度でも受検できますが、予約が必要です。

・更新手続きには、運転免許証、更新連絡書、更新手数料のほか、

「認知機能検査結果通知書」、「高齢者講習終了証明書」

が必要です。

・認知機能検査結果通知書 (診断書を提出した方は診断書等提出確認書など)、高齢者講習終了証明書を忘れた場合は、更新手続きができませんので、ご注意ください。

## 75歳以上の方 (運転技能検査対象の方)

- ① 認知機能検査兼高齢者講習通知書 (緑)、運転技能検査通知書 (赤) が届いたら、すぐに自動車教習所等へ認知機能検査・高齢者講習の予約をする。
- ② 予約の日に認知機能検査、高齢者講習、運転技能検査を受け、認知機能検査結果通知書、高齢者講習終了証明書、運転技能検査受検結果証明書を受け取る。
- ③ 運転免許更新連絡書 (はがき) が届いたら、誕生日の前後1か月の間に交通安全教育センター又は警察署 (鹿児島市内は除く)、幹部派出所で更新手続きを行う。

### ※ 重要

・運転技能検査に合格できなかった場合、免許更新はできません。

**合格基準**～下記以外の運転免許 → **70点以上**  
大型、中型、普通の各二種免許 → **80点以上**

・認知機能検査、運転技能検査は、何度でも受検できますが、予約が必要です。

・法改正により、認知機能にかかる医師の診断等を受け、診断書等（有効期間満了日の6か月以内に作成されたものに限る）を提出された方は認知機能検査が免除されますので、交通安全教育センターへお問い合わせ下さい。（診断書等提出確認書を交付します。）

ただし、医師の診察の結果、「認知症」と判断された方は免許取消の対象となります。

・認知機能検査の結果、「認知症のおそれあり」と判定された場合、免許更新はできますが、医師の診察を受け診断書を提出しなければなりません。（後日書類が送付されます。）

・高齢者講習、運転技能検査を受けた後、認知機能検査を受検し、「認知症のおそれあり」となった場合でも先に受けた講習手数料は返還されません。

・更新手続きには、運転免許証、更新連絡書、更新手数料のほか、

「認知機能検査結果通知書等」、「高齢者講習終了証明書」、「運転技能検査受検結果証明書」が必要です。

・認知機能検査結果通知書（診断書を提出した方は診断書等提出確認書など）、高齢者講習終了証明書、運転技能検査受検結果証明書を忘れた場合は、更新手続きができませんので、ご注意ください。

## **臨時認知機能検査・臨時高齢者講習について**

・75歳以上の方が信号無視や一時停止など交通違反や交通事故で検挙された場合は、臨時認知機能検査を受けなければなりません。（対象者には通知が来ます。）

・通知が来たら、自動車教習所等へ予約して受検して下さい。

・臨時認知機能検査の結果、「認知症のおそれあり」であった場合、医師の診察を受け診断書の提出が必要ですが、「認知症でない」と診断されたら臨時高齢者講習を受講しなければなりませんので、自動車教習所等へ予約して受講して下さい。

・医師の診察の結果、「認知症である」と診断された場合は運転免許取消等の処分の対象となります。

## 通知について

---

- ・免許更新時の認知機能検査・高齢者講習・運転技能検査の通知は、運転免許有効期間満了日の約 190 日前に各通知書でお知らせします。
- ・臨時認知機能検査，臨時高齢者講習，診断書提出命令書は，封書でお知らせします。
- ・通知書等が届いたら，すぐに内容を確認して，検査や講習の電話予約をして下さい。

※ 高齢者講習等を実施している教習所の状況により予約が取りにくい場合があります。  
特に新規免許取得者が集中する**繁忙期**（例年 12 月から 3 月）は予約が取りにくいですので，**早期予約**をお願いします。

## 各種手数料，講習時間について

---

- ① 認知機能検査
  - ・手数料～ **1,050 円**
  - ・検査時間～おおむね 30 分（採点，検査説明等の時間除く）
- ② 運転技能検査
  - ・手数料～ **3,550 円**
  - ・検査時間～おおむね 20 分（採点，検査説明の時間除く）
- ③ 高齢者講習
  - 普通自動車を運転できる免許を持っている方（運転技能検査対象の方を除く）
    - ・手数料～ **6,450 円**
    - ・講習時間～ **2 時間**（講義，運転適性検査 1 時間，実車指導 1 時間）
  - 普通自動車を運転できる免許以外（運転技能検査対象の方）を持っている方又は運転技能検査対象の方
    - ・手数料～ **2,900 円**
    - ・講習時間～ **1 時間**（講義，運転適性検査 1 時間）

※ 上記は，公安委員会直接実施，委託講習・検査の場合の手数料です。

※ 認定高齢者講習等を実施している教習所は、料金が異なる場合がありますので、各教習所に予約の際にご確認下さい。

### 実施場所について

---

- ・ 県内の自動車教習所 33 校，宮崎県都城市の 3 校及び交通安全教育センター（センターは出張講習含む）  
（通知書記載の高齢者講習等実施自動車学校等一覧表を御覧下さい）

お問い合わせ
--------

鹿児島県警察本部 交通部 免許管理課
--------------------

担当：高齢運転者管理係
-------------

電話：099-266-0111
-----------------

受付時間：平日午前8時30分から午後5時まで
------------------------